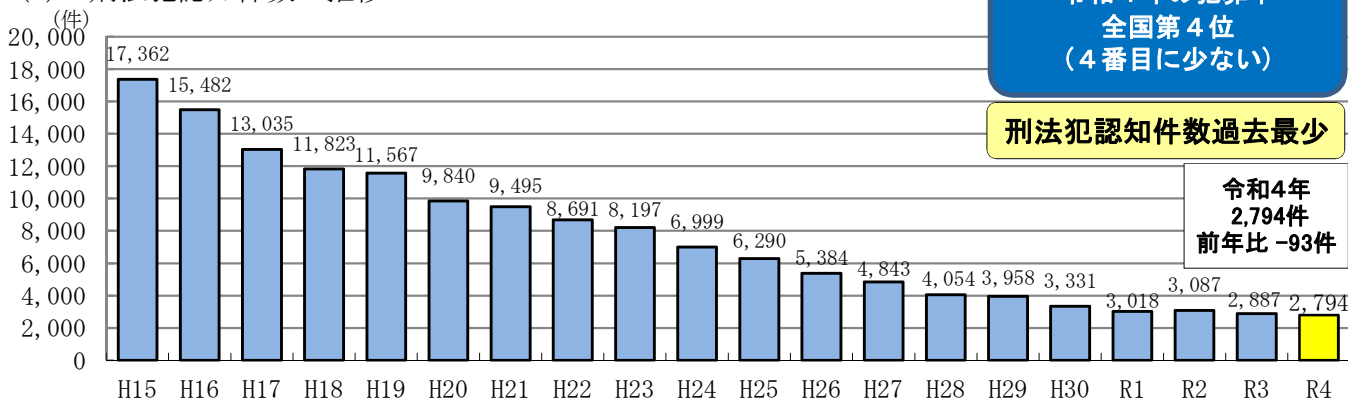


1 刑法犯の状況

(1) 刑法犯認知件数の推移



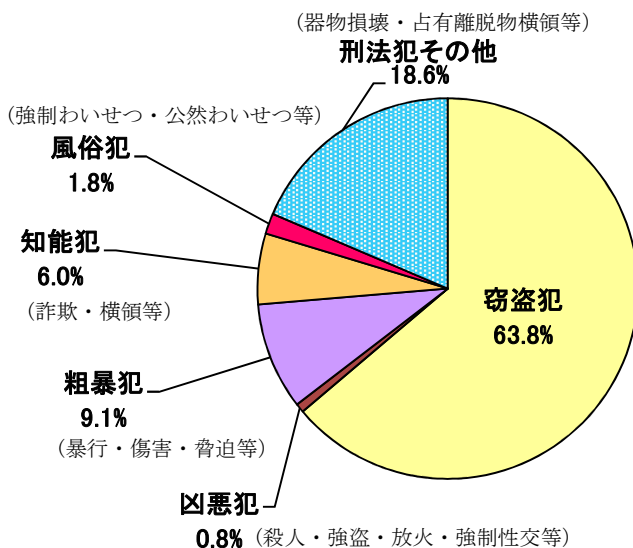
- 大分県の刑法犯認知件数は、平成15年の1万7,362件をピークに、その後年々減少しています。令和2年は16年振りに3,087件（前年比+69件）と僅かに増加に転じました。令和4年は、刑法犯認知件数が2,794件となり、2年連続で過去最少を更新しました。
- 令和4年の大分県の犯罪率(一定人口に占める刑法犯の発生件数)は、全国で4番目に少ない結果でした。

※「刑法犯」とは、道路上の交通事故に係る危険運転致死傷罪、業務上（重）過失致死傷罪及び自転車運転過失致死傷罪を除いた「刑法」に規定する罪並びに「爆発物取締罰則」等、13の法律に規定する罪をいう。
 ※「認知件数」とは、警察において発生を認知した事件の数をいう。

(2) 刑法犯罪種別（前年比）

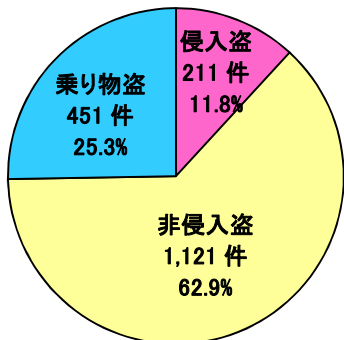
| | 認知件数 | | 増減状況 | |
|-----|-------|-------|------|--------|
| | R4 | R3 | 増減数 | 増減率 |
| 刑法犯 | 2,794 | 2,887 | -93 | -3.2% |
| 凶悪犯 | 21 | 32 | -11 | -34.4% |
| 粗暴犯 | 254 | 270 | -16 | -5.9% |
| 窃盗犯 | 1,783 | 1,762 | 21 | 1.2% |
| 知能犯 | 168 | 188 | -20 | -10.6% |
| 風俗犯 | 49 | 43 | 6 | 14.0% |
| その他 | 519 | 592 | -73 | -12.3% |

【刑法犯の内訳(令和4年)】

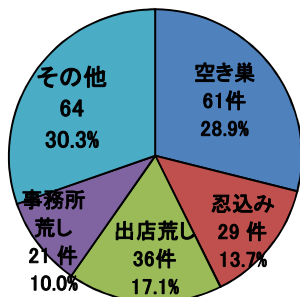


(3) 窃盗犯の内訳（令和4年）

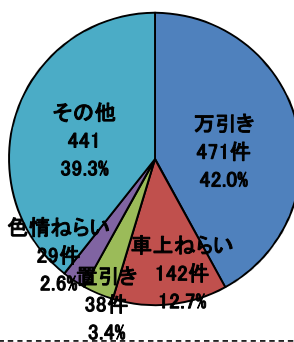
【窃盗犯の内訳】



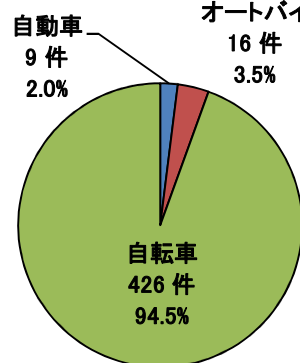
【侵入盗の内訳】



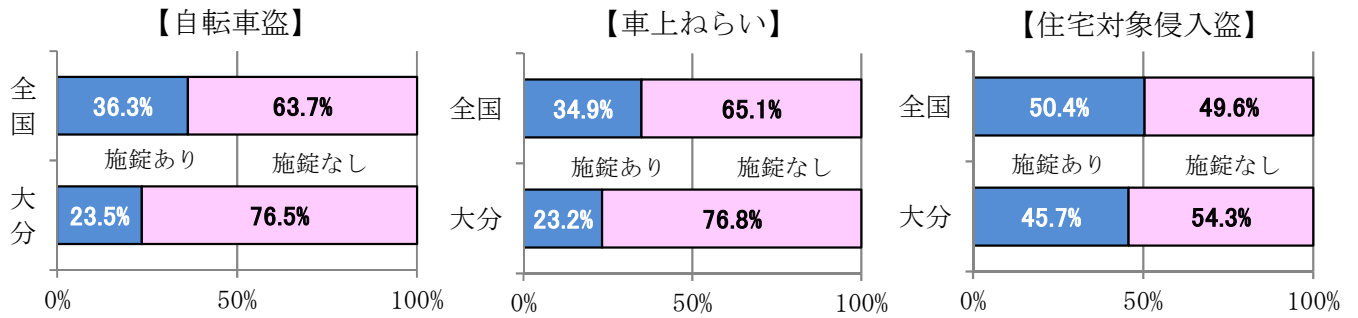
【非侵入盗の内訳】



【乗り物盗の内訳】



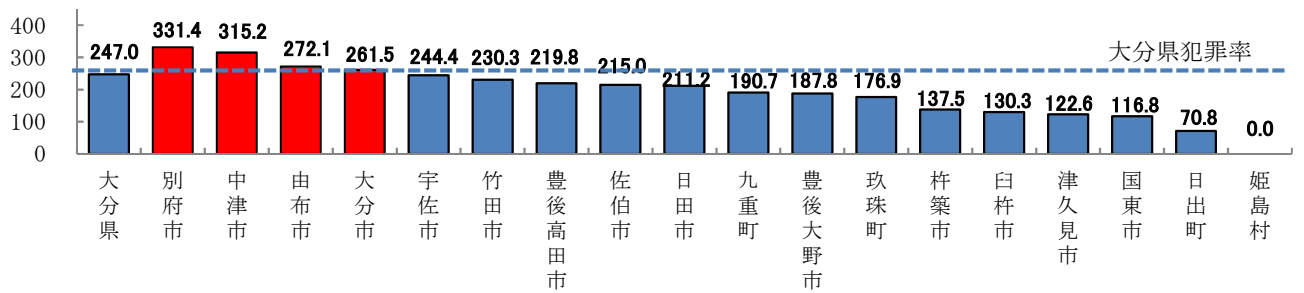
(4) 被害時の施錠状況（令和4年）



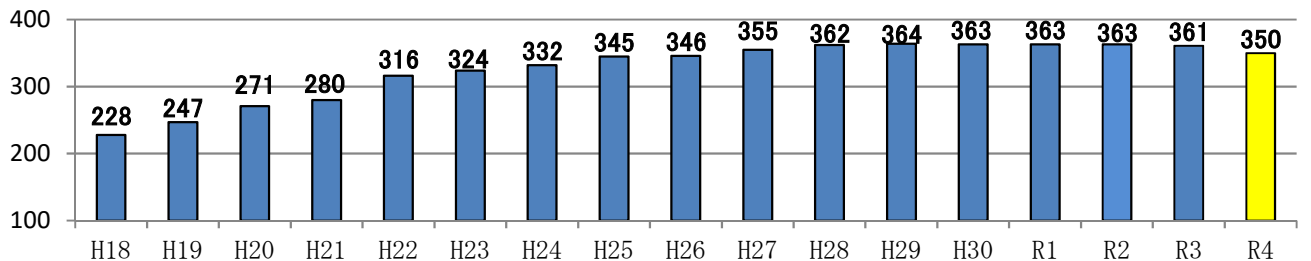
- 大分県は、被害発生時に施錠をしていない割合が、全国平均を上回っています。わずかな時間の外出、買い物などで車両を離れる際にも、必ず施錠をしてください。
- 県民の防犯意識が高まり、施錠率が向上すれば、さらに犯罪を防止することができます。

(5) 市町村別犯罪率（令和4年）

※ 「犯罪率」＝人口10万人あたりに占める刑法犯の発生件数。
（令和4年1月1日時点の住民基本台帳の人口から算出した推計値）



2 自主防犯パトロール隊の推移（団体数）

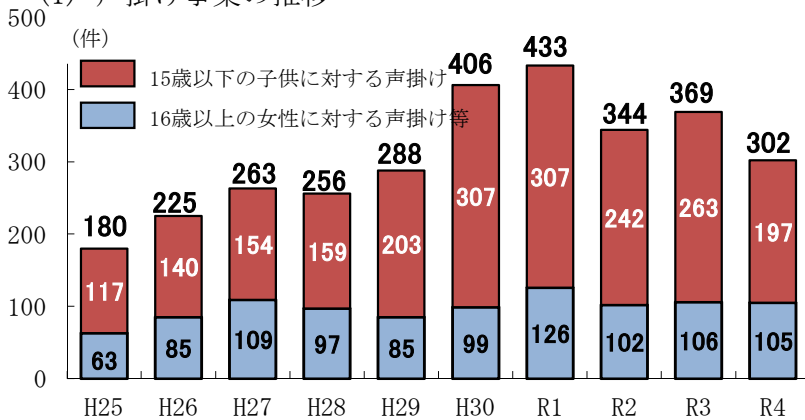


3 子供・女性に対する声掛け事案の認知件数

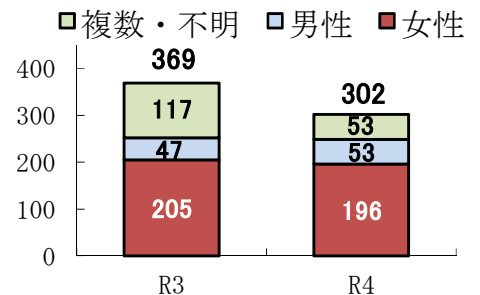
※ 声掛け事案件数の増加＝治安悪化とは、一概には言えません。

事件に至らない小さい段階のうちに対処することで、大きな事件に発展する前段での被害防止が図れます。積極的に通報を！

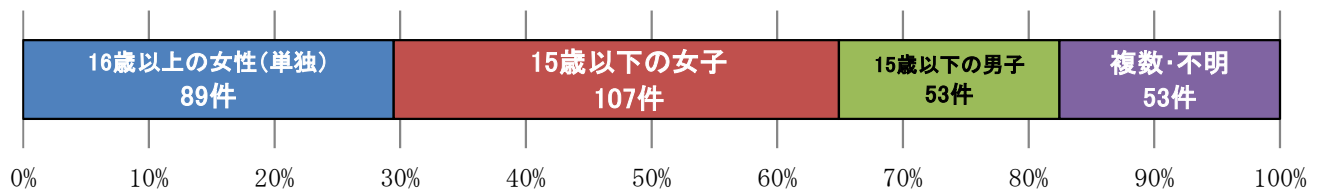
(1) 声掛け事案の推移



(2) 声掛け対象者の性別



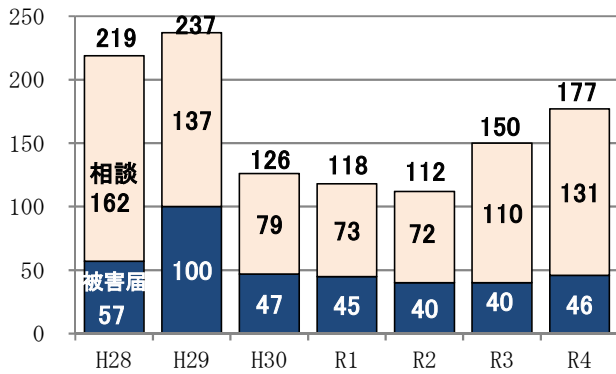
(3) 声掛け対象者の年代・性別（令和4年：302件中）



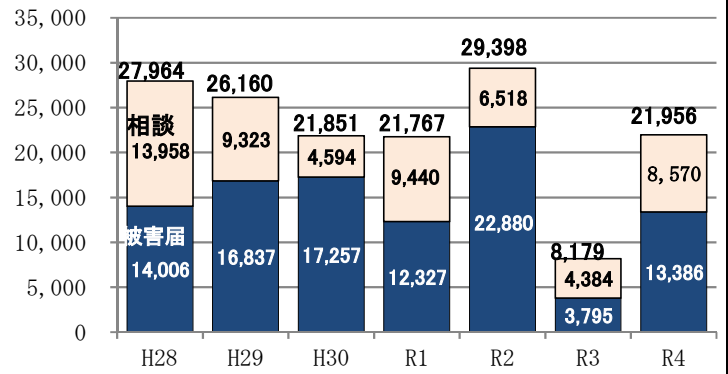
4 特殊詐欺の現状（令和4年）

(1) 被害件数・被害額の推移

(件)



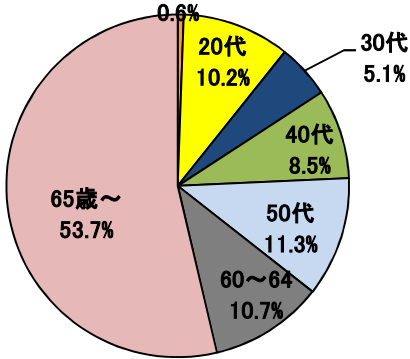
(万円)



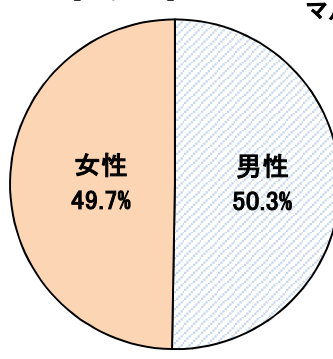
● 大分県警察では、特殊詐欺の被害実態を知っていただくため、平成24年から被害届の受理件数と、被害届の提出がなされていないものの中には被害が発生している「相談既遂」件数も併せて公表しています。また、令和元年より、キャッシュカード詐欺盗も件数に含めています。

(2) 特殊詐欺被害者の状況（令和4年：177件中）

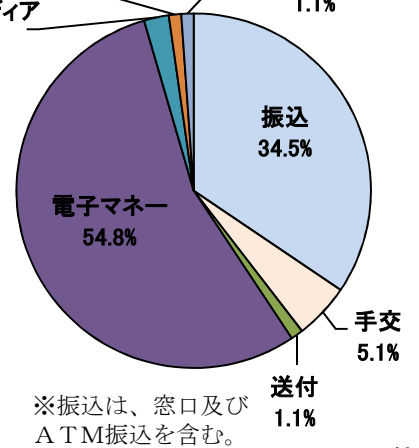
【年齢別】 未成年



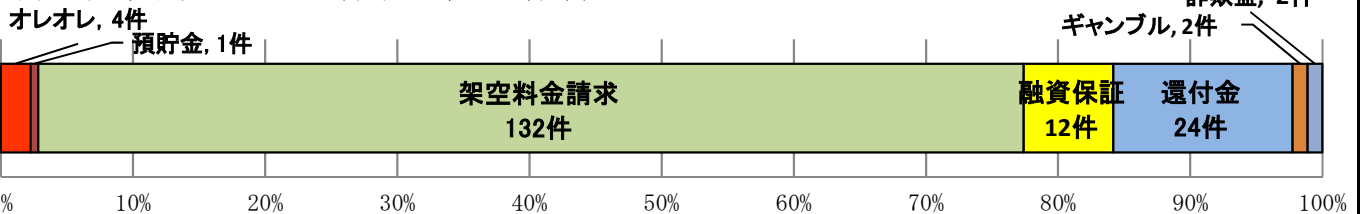
【男女別】



【被害金交付方法】

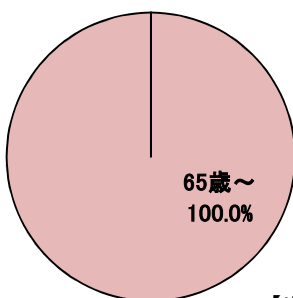


(3) 特殊詐欺の手口別（令和4年：177件中）

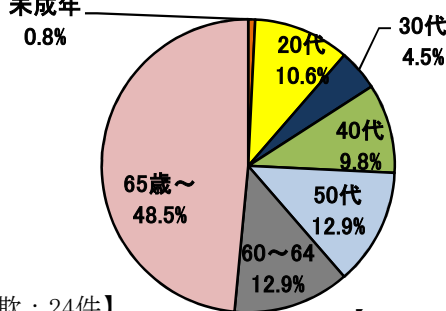


(4) 手口別の被害年齢割合（令和4年：177件中）

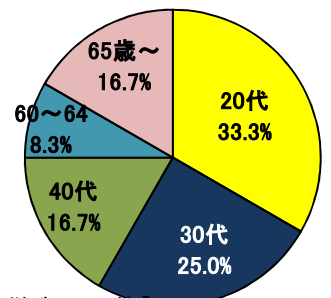
【オレオレ詐欺：4件】



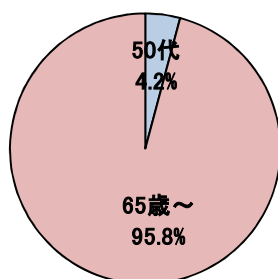
【架空料金請求詐欺：132件】



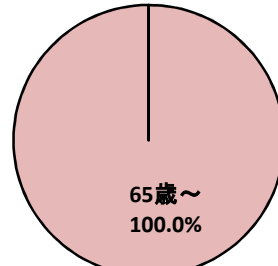
【融資保証金詐欺：12件】



【還付金詐欺：24件】



【キャッシュカード詐欺盗：2件】



5 特殊詐欺被害防止対策のポイント

(1) 犯人と話をしない対策

特殊詐欺の犯人は、詐欺師ですので、騙しのプロです。そもそも犯人と話をしないで済むよう、予め犯人と話をしないような環境を構築しましょう。

対策① 「迷惑電話防止機能付電話機」などの被害防止機器を設置する

現在、家電量販店には、特殊詐欺の被害防止に有効な「電話機」や、電話機に取り付けるタイプの「被害防止機器」が1万円程度から販売されています。

これらの機器は、電話が繋がる前に、「この電話は振り込め詐欺被害防止のため、通話内容が録音されます。」等とアナウンスが流れ、実際に会話を録音して犯人を牽制する装置や、「犯人が犯行に使用した電話番号を着信拒否する」ものなど様々ですが、これらの機器の設置は、被害防止対策上、非常に有効です。

県警では、過去に警告や録音機能がついた防犯機器1,500台を高齢者世帯等に貸し出しましたが、貸し出しを受けた世帯からは、特殊詐欺被害の発生はなく、悪質な電話等も減ったなど、特殊詐欺等の被害防止に効果があったと確認されています。

対策② 「ナンバーディスプレイサービス」や「留守番電話」機能を活用する

被害防止機器の設置ができない方は、「ナンバーディスプレイサービス(月額400円程度)」を利用し、「番号非通知からの電話」や「知らない電話番号からの電話に出ない」ようにする方法があります。

また、ナンバーディスプレイサービス登録をしていなくても、常に「留守番電話」にしておき、必要な場合だけ、電話に出たりかけ直したりするだけでも、かなり効果があります。

(2) 犯人から騙されない対策

対策① 常に「最新の情報」を入手して抵抗力を高める

現在、警察では、特殊詐欺被害が発生した際には、できるだけ新聞やテレビで注意喚起をしてもらうため、積極的に広報し、これを受けて、メディアも現在多数報道を行ってくれています。

これらの情報に興味を持ち、自分のところに犯人から電話があった際の対策を考えておきましょう。

また、県警でも「大分県警察電子メール情報配信システム(まもめーる・まもめーるアプリ)」で、注意喚起を行っていますので、ぜひ登録して、日頃からこれらの情報に触れ、抵抗力を身につけておきましょう。

対策② 犯人から電話が掛かった際の対応を検討しておく

特殊詐欺の被害を受けた方に質問すると、多くの方が『「オレオレ詐欺」や『「還付金詐欺」』のことは知っていますが、知っていながらも『「オレオレ詐欺」や『「還付金詐欺」』の被害に遭われているのが実状です。

その理由としては、日常生活をする上で、「まさか自分に電話がかかるとは思ってもなかった」ため、実際に犯人から電話を受けた際、冷静に対応ができず、お金を渡した後になって我に返り、「さっきのは、もしかすると詐欺だったのでは……」と気づく方が多いからです。

このようなことにならないよう、何時犯人から電話が架かってきても冷静な対応ができるよう、日頃から家族や知人と合言葉を決めるなどの具体的な対策を検討しておきましょう。

(3) 騙されても犯人にお金を渡さない対策

対策① 大きな支払い等は、ATMではなく金融機関の窓口を利用する

現在、県内の各金融機関では、高齢者を特殊詐欺被害から守るため「預貯金小切手を活用した特殊詐欺被害防止対策」を実施しており、金融機関の窓口で、高齢者が高額な現金の引出しや、振込を行う際、窓口職員がお金の使い道などを聞き取り、被害に遭わないためのアドバイスを行っています。

これらの水際詐欺対策で、昨年、総額約2,583万円もの被害発生を未然に防いでいます。

令和2年4月には「大分県特殊詐欺等被害防止条例」が施行され、金融機関やコンビニの方は、詐欺の被害に遭うかもしれない人がいれば、声掛けや警察へ通報することとなっていますので、ご協力をお願いします。

また、高齢者が、高額な引出しや振込をする際は、ATMは利用せず「必ず金融機関の窓口を利用する」だけでも、かなりの抑止効果が期待できます。(金融機関やコンビニの方は、高齢者の味方です。)